

(平成26年3月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和24年10月1日に、同社D支社における資格取得日に係る記録を25年11月1日にそれぞれ訂正し、24年10月及び25年11月の標準報酬月額をそれぞれ8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和25年11月1日から同年12月1日まで

私の夫は、昭和18年4月1日から29年3月31日までの期間において、A社に継続して勤務していた。このうち、同社C支社に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落していたとして平成22年に加入記録が訂正されたが、その前後1か月が空白となっている。辞令の写しを提出するので、加入記録を確認してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管していた申立人に係る辞令から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和24年10月1日に同社D支社から同社C支社に異動、25年11月1日に同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和24年11月及び同社D支社における25年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、それぞれ8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、C社に入社後、調理及び雑用を担当し、同社D支社が独立してA社になった後も継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人と同様に、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、

C社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）から A社における資格取得時（同年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の同年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録により、5,000 円とすることが妥当である。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年 6 月 3 日であるとともに、複数の元同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、5 人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月20日は30万円、同年12月20日は23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月20日

私がA社に勤務していた期間のうち、同社から平成16年上期及び同年下半年に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与に係る賞与支払明細書を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、申立人の所持する平成16年上期及び同年下半年の賞与支払明細書により、申立人は、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から平成16年7月20日は30万円、同年12月20日は23万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5423 (事案 4888 及び 5200 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月
② 昭和 43 年 9 月
③ 平成 14 年 11 月

私は、A社(現在は、B社)、C社及びD社を、それぞれ昭和 42 年 9 月 5 日、43 年 9 月 20 日及び平成 14 年 11 月 20 日に離職したが、被保険者資格取得に勤務期間の条件は無く、離職月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、それぞれ離職月の 1 か月を厚生年金保険の被保険者期間に算入してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立ての各事業所における離職日は、いずれも月の途中であったと供述していること、ii) 申立人の雇用保険の加入記録によると、これらの事業所での離職日は、それぞれ昭和 42 年 9 月 5 日、43 年 9 月 20 日及び平成 14 年 11 月 20 日と記載されており、いずれも月末まで勤務した事実はうかがえないこと、iii) 厚生年金保険法では、第 14 条第 2 号において、被保険者は事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する旨規定され、また同法第 19 条第 1 項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されていることなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)及び当委員会の決定に基づき、24 年 12 月 12 日及び 25 年 8 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、日本年金機構からの回答書を基に作成したとする「再度の申立書」を新たな資料として提出し、「厚生年金保険料

納付実績に基づいた被保険者期間の月数に算入すべきである。」と主張しているが、仮に申立期間①から③までに係る各事業所において厚生年金保険被保険者月数を超える保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、厚生年金保険法第 81 条第 2 項では、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされており、同法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、当該申立期間は、いずれも被保険者の資格を喪失した月であり、保険料の徴収の対象とならない期間であるとともに、厚生年金保険の被保険者期間を計算する上で、当該申立期間を被保険者月数に算入することはできない。

このほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立期間は、厚生年金保険の被保険者となり得ない期間であったことが認められることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 11 月 1 日から 51 年 2 月末日まで A 社（厚生年金保険の適用事業所名は、B 社）に勤務したが、申立期間の年金記録が欠落しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社の複数の元同僚を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社の元事業主は、「30 年から 40 年以上経過しているため資料は無い。」及び「申立人が勤務していたかは不明。」と回答していることから、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚に文書照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について、具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。